

モーダルシフト優良事業者大賞表彰規程

(目的)

第1条 日本物流団体連合会（以下「物流連」という。）が、モーダルシフトを積極的に推進した事業者を表彰することにより、モーダルシフトの推進に向けて関係事業者の意識の高揚と取組みの促進に資するとともに、世間一般に広くモーダルシフトの意義を知らしめることを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 モーダルシフトに取り組む事業者を対象とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 モーダルシフトとは、トラック等の自動車で行われている貨物の幹線輸送を環境負荷の小さい鉄道・海運による輸送へ転換し、鉄道・海運による輸送量や利用率を向上させることをいう。
- 二 評価対象比率とは、評価対象期間内に物流事業者が輸送した貨物の総輸送重量に占める評価対象輸送重量の比率をいう。

- 三 評価対象輸送重量とは、評価対象期間内に物流事業者が鉄道・海運等を利用して輸送した重量の合計をいう。
- 四 幹線輸送とは、集配等フィーダー部分の輸送を除く物流拠点間の輸送を言い、輸送距離は定めない。
- 五 評価対象期間とは、対象となる年の1月から12月まで、又は4月から翌年の3月までをいう。

(表彰基準)

第4条 物流連は、事業者からの応募について、次の各号に該当するものから、選定委員会が優れたものとして選定した事業者等を表彰する。

- 一 『モーダルシフト優良事業者大賞』 全ての応募案件の中で最も秀逸な成果を達成したとして、委員会にて選定された事業者。
- 二 『モーダルシフト優良事業者賞』 モーダルシフトに積極的に取り組み、環境負荷低減、物流効率化等を実現した事業者。以下の各部門ごとに表彰を行う。
 - ①『革新的取組み部門』 革新的、先駆的なモーダルシフトの取組みを行った事業者の中で、特に秀逸な成果を達成した者

②『連携・協働部門』 荷主や物流事業者等の連携・協働により、
貨物、輸送区間、輸送モード等を幅広く組み合わせて、多くの
関係者を包含するモーダルシフトの仕組みを構築した事業者
の中で、特に秀逸な成果を達成した者

③『継続拡大部門』 モーダルシフトの拡大に取り組む体制の構築
等により、毎年着実に鉄道・海運による輸送量や評価対象比率
を向上させており今後もその向上が見込まれるなど、モーダル
シフトの継続的な拡大に取り組む事業者の中で、特に秀逸な成
果を達成した者

④『環境負荷低減部門』 モーダルシフトの取組みにより、温室
効果ガスの排出量削減など環境負荷低減を実現し、現在も継
続して当該案件の輸送を行っている事業者の中で、特に秀逸
な成果を達成した者

⑤『効率化・省人化部門』 モーダルシフトの取組みにより、輸
送の効率化・省人化等を実現し、現在も継続して当該案件の輸
送を行っている事業者の中で、特に秀逸な成果を達成した者

三 『モーダルシフト取組み奨励賞』モーダルシフトに積極的に取り
組み、環境負荷低減、物流効率化等を実現した者

四 『モーダルシフト取組み特別賞』 第二号の『モーダルシフト優

良事業者賞』に該当する秀逸な取組みに準じる案件の中で、選定委員会が特別に選出した取組みを行った者

※ 応募案件が複数の部門に係る表彰基準に該当する場合は、選定の結果最も相応しいと判断された基準で表彰する。

※ モーダルシフト優良事業者大賞と、①から⑤までの各部門賞の被表彰者は重複しないものとする。

(表彰及び公表)

第5条 選考は、一般社団法人日本物流団体連合会に設置されたモーダルシフト優良事業者大賞選定委員会（以下「委員会」という。）が前条の選考基準に基づき行う。

2 物流連は、委員会の選定を受け、被表彰者を表彰するとともに、選定の結果をホームページへの掲載等の方法により公表する。

(以下、削除)

附則

この規程の一部改正は、令和6年4月1日より適用する。